

平成27年第1回定例会議事日程（第3号）

平成27年3月17日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

是 石 直 哉 議 員

若 山 征 洋 議 員

山 本 定 生 議 員

是 石 利 彦 議 員

平成27年第1回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成26年3月17日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月17日 10時00分
 応 招 議 員 1番 是石 直哉 6番 丸谷 一秋
 2番 山本 定生 7番 今津 時長
 3番 太田 文則 8番 是石 利彦
 4番 梅津 義信 9番 若山 征洋
 5番 横川 清一 10番 花畑 明
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 今富壽一郎 | 会計管理者 | 友田 博文 |
| 教 育 長 | 園田 陽一 | 住 民 課 長 | 瀬口 浩 |
| 総 務 課 長 | 江河 厚志 | 健康福祉課長 | 上西 裕 |
| 企画財政課長 | 奥田 健一 | 産業建設課長 | 赤尾 慎一 |
| 税 務 課 長 | 峯本 安昭 | 上下水道課長 | 赤尾 肇一 |
| 教 務 課 長 | 田中 修 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-----|-------|
| 局 長 | 奥邨 厚志 |
| 書 記 | 守口 英伸 |

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） それでは、会議に先立ち、議員及び執行部の皆様をお願いをいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言をされてください。また、不適當発言、不規則発言に御注意をいただき、有意義な会議でありますよう、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に今津議員、若山議員の2名を指名をいたします。

日程第2. 一般質問

○議長（花畑 明君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いをいたします。また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

質問者の質問時間は答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願ひいたします。

時間の経過は議場内に表示をされますので、消費時間を確認をされ、厳守をしてください。

是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番、是石直哉です。通告に従い質問していきますが、まず初めに、東日本大震災から4年がたちました。この経験を風化させることなく、震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、いまだに避難生活を強いられている方々が一日も早く望む生活に戻られるように願ってやみません。

この震災を機に、日本全国の自治体では防災意識が一気に高まり、今後の総合計画の中でも重要な課題となっているわけであります。

そこで1番、第4次吉富町総合計画について、中期基本計画策定事業の進捗状況など全般についてとありますが、今後の吉富町の方向性というか、どんな町にしていくのだろうか、住民たちにとっては大変興味のある重要な事業であります。執行部として、具体的にこういう事業を目玉にやっていきたい、これはどうしても必要だというような目標のようなものはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。質問にございますように、進捗状況の全般についてのことについてのお尋ねでございますので、それに沿った形で答弁をさせていただきたいと思っております。

本町では、平成23年7月に、平成23年度を初年度とし、平成34年を目標とする第4次吉富町総合計画を策定し、「誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち、小さなまちにあふれる輝き」の実現を目指しまして、町政全般にわたるさまざまな事業を取り組んでおるわけでございます。

このたび、第4次総合計画の前期基本計画の期間が今年度をもって満了するため、来年度から平成30年度までの4年間を対象とする中期の基本計画を策定する必要があることから、所要の予算につきまして、今年度の9月議会に今年度分の事業費を、それと、この3月議会に来年度の事業費を予算計上させていただいたところでございます。

今年度につきましては、町の現状についての基礎調査、前期の4年間における総合計画に掲げた施策の達成度の評価、それから住民アンケートの実施、職員意識調査の実施を事業の内容としております。これらの調査の分析の結果につきまして、中期基本計画の重要な基礎資料として活用していくこととしております。

なお、分析結果につきましては、この3月26日ですかね、に開催いたします第1回総合計画審議会場で報告させていただく予定にしております。

来年度なんですが、今年度の各種調査結果を踏まえまして、中期の基本計画の素案を作成いたしまして、審議会での御審議をいただきながら、計画の策定を進めてまいりたいと思っております。

それと、今国が積極的に進めております地方創生につきましても、来年度に地方版の総合戦略を策定する必要があるとございます。この総合計画と地方版の総合戦略ですか、これは、今後のまちづくりの方向性を示すための包括的な計画という意味では、計画の目的や内容がかなりの部分で一致しております。したがって、それぞれの計画が有機的に連携し、互いによりよい計画となりますよう、整合性の確保を図るとともに、事前に実施します調査分析結果を両方の計画に反映できるような形で計画を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 中期事業はあくまでも住民との協議の結果というか、事業内容、今後は計画に沿って粛々と行くと、そういうことでしたが。事業として、昨年の平成26年度吉富町一般会計補正予算（第4号）の債務負担行為補正で、平成27年度の第4次吉富町総合計画中期基本計画策定事業費449万7,000円が議会の多数で減額される運びとなりましたが、

このことによって、計画のおくれや町民にとって不利益は生じるのか。また、修正案により減額されたことについてはどのようにお考えですか、答弁願います。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今議員さんおっしゃいましたように、確かに債務負担行為ということで、26年度、27年度とまたがって事業をスムーズにやっていきたいということで、執行部として御提案をさせていただきましたが、26年は26年、27年は27年だということで予算に区切りができました。

事業の流れといたしましては、1度、コンサルに委託をしてるわけですが、契約が1度終わりました、また新たに契約行為から発生いたしますので、その間にタイムロスが発生することにはなろうかと思いますが、全体的な事業にはおくれのないように進めてまいりたいと思ってる所存でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） そうですね、おくれのないように、スピーディーにぜひ行っていただきたい。

また、この第4次吉富町総合計画を策定するに当たり、現職の議員の方も数名かかわっているようですが、当時、そしてその後、反対意見や異論などは出されたのか、執行部に直接ですね。そのことをお伺いしますが。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今の御質問のといえますか、御指摘のことは、まず確認をいたしたいんですが、第4次の総合計画の作成において、議会もかかわっていたと。いたにもかかわらず、反対の意見があるのをどう考えるかということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

確かに御指摘のとおり、総合計画を作成する場合には、議会の代表の方、それから前回の総合計画の作成においては、それぞれの地域計画をつくりまして、その地域計画をつくる場合に、公募で計画を策定する委員さんを募集をいたしました。そのような関係から、作成段階において議会の何人かの方はかかわっております。その方のうち、でき上がった成果物に対して、自分の御意見と多少と違うというようなことはあったとは思いますが。私のほうからはそこまでしか言うのも難しいかと思っておりますので、以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） はい、わかりました。そうですか。詳しいことは、議員さんそれぞれ考えがあろうかと思っております。

冒頭でも申しましたが、今まさに未曾有の自然災害も頻繁に全国各地で発生し、また人口減少

時代に突入し、地方自治体がいかにして生き残るか、地域住民を守っていくか、課題も山積みではないでしょうか。そのようなときに、町全体が一致団結してスピーディーに、スマートに各施策を遂行するのはとても大事なことだと私は思います。もちろん議論は必要です。特に有権者の皆様は、行政や議会にもっと関心を持っていただき、しかるべき判断をしていただくことを申し添えて、次の質問へ移ります。

2番、吉富町臨時職員登録者制度についてお伺いします。

現町政は、正職員に限らず臨時職員も採用の際には公正公平に、厳格に審査されてるということと存じ上げておりますが、そしてその臨時及び非常勤職員の採用の際に、各職種により年齢制限を設けているのかをお尋ねします。

具体例を2例ほど上げさせていただきます。1人目は、図書室の司書の臨時職員をしておりましたが、60歳になり定年する運びとなったわけですが、その方は見た目にも健康で、まだお若く、子供たちにも慕われ、子供たちの評判もよく、また仕事もよくされていたと思われま。本人も仕事をとても楽しみにしておられたようで、退職の際は非常に落ち込んでおられました。本が好きで、知識もあり、どなたが見ても適任者で、まだあと10年くらいは現役で頑張れそうな印象が私にはあります。やる気は十分にあったわけですが、年齢によって退職されたということ。

もう一人の方は、この方は事務職の臨時職員をされてたわけですが、その方は主にパソコンが得意で、好きで、在職中もパソコンに係る仕事をしてたように思いますが、45歳になると、そのパソコン業務から外されるということで、この方も残念がっていた。また、納得がいけないということもおっしゃっていました。私は42歳ですが、パソコンは全く苦手です。45を過ぎたらできないということは決められないのではないかと思います。むしろ経験が積まれているので、ますます重宝されるべき年ごろのように思うわけでありま。

こ2つの事例については、またほかの職種にでも年齢制限を設けているのかということをお尋ねしたいわけでありま。そしてまた、どのような理由で決めているのかについてもお答えできれば答弁願いま。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたしま。

現在、臨時職員の登録につきましては、前年度、平成27年度の登録であれば、平成26年度の2月に募集をしております。それで、年齢につきましては、平成27年4月1日時点で、事務職につきましては45歳未満、先ほど言われたとおりですね。それから、保育士、放課後児童支援員、補助員、こちらにつきましては65歳未満、その他の職種につきましては60歳未満、先ほど言われました、としております。これらとは別に、埋蔵文化財発掘調査補助員、それから作業員の方につきましては、特に年齢制限は設けていないよう。

どのような理由で決めているのかという御質問でございますが、事務職に関しましては、パソコン操作、先ほど言われたとおりですね。パソコン操作、それから事務処理及び住民への対応等、業務を速やかに覚えてもらって実践してもらう必要があるということから、年齢を45歳未満としているようでございます。

その他の職種につきましては、吉富町の職員の定年に合わせまして60歳未満としております。

保育士につきましては、平成25年度までは60歳未満としておりましたが、全国的にも保育士不足が言われている中で、本町でも臨時職員の登録を募集しても、なかなか応募がない現状がありまして、また、より経験豊かな保育士を確保することで子育て支援の充実を図るため、今年度から65歳未満としております。

来年度から発生する放課後児童支援員、補助員につきましても、保育士と合わせまして65歳未満としております。

埋蔵文化財発掘調査補助員につきましては、知識、経験が必要な職種であるため、経験の豊かさを重要視し、年齢制限を設けておりません。埋蔵文化財発掘作業員に関しましては、軽作業であり、近隣の市町でも60歳代から70歳代の方が活躍されていることから、年齢制限は設けておりません。

現状は以上のとおりです。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 埋蔵文化、それは専門的な人が、知識が必要でしょうけど、図書の司書の場合はどなたでもできると思うんですが。例えば近隣の自治体、図書の司書の方の年齢制限とか把握してるわけでしょうか。例えば上毛町では70歳、中津市では65歳とさまざまなわけですが、もはや年齢制限60歳はどうもナンセンスではないかと、この時代にですね。まだ働けるだけ、その意思があるだけ働いていただくことはできないのか。

高齢者の方は、私たち若い世代にはない貴重な経験、知恵を有しておられます。それはまさに町の財産であるように思います。世代を超えた交流、職場が、またよき伝統として後輩たちにも受け継がれていくことと私は思いますが、いま一度、各職種によって年齢制限というか、変更する考えはないのかどうか、今後どうなのかということをお伺いしますが。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 3番目の質問の答えでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）臨時と非常勤職員の募集、採用に当たりましては、地方公務員法の13条に、平等取り扱いの原則を踏まえまして、年齢あるいは性別にかかわらず、均等な機会を与える必要がございます。今後、関係課と協議しまして、できる限り広く募集を行う方向で検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） わかりました。これ住民の意見なんで、私はその代弁をさせていただいたわけですが、寛容に柔軟に対応していただきたいなと思います。

次に行きます。3番、子育て支援施策について。

子ども・子育て支援施策の充実による子育て世代の定住促進とあわせて、町独自の給付型奨学金の創設を求めるとありますが、高校生の場合は、平成26年度4月より、国の施策として返済不要の奨学給付金が新設されているようです。この制度は、市町村民税所得割額が非課税の家庭が対象とのことで、同制度の周知徹底がさらに求められますが、今回の質問は、主に私は大学生向けの給付型奨学金制度の創設を求むものであります。

今や学生の2人に1人が奨学金を借りています。1998年から2014年の間で、勤労者の所得は平均年収で60万円も減り、親からの仕送りも平均で月額10万円から7万円に減りました。その一方で、大学の学費は上がり続け、初年度納入金は国立で83万円、私立文系約115万、理系では約150万円にもなります。教育負担は重く国民生活にのしかかっているのが現状です。

ところが、国の施策としては、まだまだ将来的な検討課題としている程度で、議論さえされていないようです。そこで、自治体の出番ではないかと私は思っています。例えば給付対象者は当然町内在住者、町民であること。そして、卒業後も例えば町内に住む、あるいは住民票を置くと、そういうことを前提とするわけです。何もかかる費用の全額を給付する必要もありません。できればよいことですが、どうでしょうか、このことについて答弁をお願いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

給付型の奨学金の創設をとという御質問であります、現在の本町の奨学金事業の内容について少し説明をさせていただきます。

吉富町の奨学金事業は、高校、大学等に在学する者に対しまして、無利子で、高校の場合には月額1万8,000円、大学・専門学校等の場合には月額4万5,000円を正規の修業期間貸し付けを行っております。貸し付けにつきましては、無利子での貸し付けでありまして、貸し付けた奨学金の返還につきましては、卒業の年の翌年から半年賦均等償還方式にて、貸付期間の2倍の期間で返還することとしております。

この奨学金につきましては、教育基本法の規定にのっとり町が行っている奨学金事業でありまして、経済的理由により修学困難な者に対して学資の貸し付けを行い、有為な人材を育成することを目的としております。

奨学金は、あくまで学生が自立して学ぶことを支援するものでありますので、学生本人に貸与し、卒業後に学生本人が返還していくものであると考えております。

本町の奨学金もそうですが、こうして返還されました奨学金は、また次の世代の奨学金として活用されていきます。

是石議員さんの御質問の給付型奨学金の創設ということではありますが、現在、町としては、奨学金は、今お答えしましたように、あくまで自立した学びを支援することが基本的な考えであると考えておりますので、その趣旨に沿った事業につきましては現在実施しておりますので、現在のところ、給付型奨学金の創設につきましては考えていない現状であります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 現在は考えていないと。私は、子育て支援施策とあわせて、次世代の子供たちが町に住み続けられるような、そういう観点からも今回は質問しています。

私は、平成26年度は所属政党の縛りもとれたこともありまして、月額2万円の政務活動費を申請しませんでした。年間24万円浮きます。議員10名なら240万ですね。町民のための、若者のための投資と思えば、喜んで予算化していただきたい。給付を受けた若者が将来吉富町に住み続けることになれば、何らかの形で必ず町にも還元されます。そして税金も期待されるわけです。大卒ですので給料も高く、また、地域の生活の質も向上していくのではないのでしょうか。

これは例え話ですが、私が言いたいことは、子育て支援施策の観点からも、吉富町に住めば、子育てをすれば、こんなにすばらしい制度があるというようなことで、立派なセールスポイントになると思うわけでありまして。いかがでしょうか、定住化の観点からも、どなたか答弁されてください。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今議員さんが言われました給付型の奨学金制度についてですが、我々、財政を運営する場合、限りがありますので、その限りある中でうまく運用をしていかなければならないということになるかと思います。奨学金としては、一方、そういう給付型があれば、本当に勉強をしたい学生さんにとっては大変すばらしいことだというふうに思っております。

今後についてですが、先ほど言いましたように、財政的な問題がクリアするのであれば、わずかな金額であっても、そういうものがつくればよいなどは個人的には思っておりますが、まだまだ検討することがたくさんあるかと思います。そういう時期になれば検討はしてみたいというふうに思います。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（1番 是石 直哉君） はい、わかりました。思いは同じなんです。予算の問題もいろ

いろいろあるでしょうが、先進国、OECDで加盟国で、大学の学費があり、返済不要の給付型奨学金がないのは、我が国日本だけです。教育への公的支出も、先進國中5年連続の最下位です。本来、国民の教育を受ける権利を保障するための奨学金は、若者の借金となってしまう貸与型ではなく給付型が望ましいと、これはもう皆さん同じ認識ではないでしょうか。国がやらないのなら、自治体でできることを模索していくべきだと私は思います。

文部科学省の調査でも、経済的理由で中退する学生がふえているようです。また、卒業しても、その返済のため仕事に追われ、結婚すらちゅうちょし、婚期を逃す若者もいるようです。少子化にますます拍車がかかります。どうか国全体、町の将来全体のための視点で、寛容寛大な心で、将来を担う若者たちに救いの手を差し伸べていただけないでしょうかということです。

時間はまだ残っていますが、私の質問は以上です。

.....

○議長（花畑 明君） 若山征洋議員。

○議員（9番 若山 征洋君） おはようございます。9番、若山です。

通告により、今回は、まず1つの質問を行いたいと思いますので、簡潔、明快なる答弁をお願いします。

通告にありますような、国の重点施策で、政府が掲げます地方創生の施策を進める、まち・ひと・しごとに関する通告の①から9項について、調査・研究・計画立案の時期と今後の進め方について、吉富町ならではのアイデアを含めた戦略の説明を求めます。

1つ、創生本部会、これ仮称ですけど、構成、設置時期、スケジュール化は。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、1番のスケジュールのどこなんですけど、全般に、この地方総合戦略につきまして、全般の説明をまずさせていただきたいと思います。

地方創生の地方版のまち・ひと・しごと総合戦略というこの計画は、昨年11月に施行されました、まち・ひと・しごと創生法で、町が策定に努めなければならないとされてるものでございます。

国においては、昨年12月27日、日本の人口の現在と目指す将来の方向性を示します、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンが策定されたところでございます。そこには、45年後の2060年に1億人程度の人口維持を目指すとされております。あわせて同日に、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図る5カ年戦略であります、まち・ひと・しごと創生総合戦略があわせて策定されております。

この計画には、人口減少と地域経済縮小の克服、さらに、地方の仕事が地方に人を呼び、その

人がまた仕事を呼び込む好循環を確立することで、地方に新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支えます町に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すための短期・中期の政策目標を伴う施策というものがパッケージで示されているものでございます。

都道府県や市町村がこれから地方版の総合戦略を策定するわけですが、その場合、これらの施策のパッケージのいずれのメニューを組み合わせて実施していくかを、地域の実情に合わせて判断をしていくことになります。法律では、都道府県、市町村の策定は努力義務とはなっているところではございますが、本町におきましても、町の人口の現状と目指す将来の方向性を示します人口の長期ビジョンと、まち・ひと・しごとにて特化した総合戦略の策定を行いまして、各種事業に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

そういったことで、国の平成26年度補正予算で、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されまして、本町にも同交付金の地方創生先行型として、約2,300万円の交付限度額が示されております。この交付金は、総合戦略の作成経費と、その総合戦略に織り込みます予定の事業で、計画策定と並行しまして前倒しで実施する事業について充当できるものでございます。

本町におきましても、この交付金を活用いたしまして、吉富町版の人口の長期ビジョンと、まち・ひと・しごとに特化した総合戦略の策定を行いたいと思っております。

調査・研究・計画立案の時期につきましては、27年度のなるべく早い時期に調査・研究に取りかかりまして、ことしの12月ごろをめどには策定を終わらせたいなというふうに考えてございます。

その総合戦略の策定と並行いたしまして、総合戦略に織り込む予定の事業として、いろいろ事業の内容を分類して、大きくは3つの事業に取り組みたいというふうに考えてるわけでございます。こういった状況を踏まえまして、議員さんの御質問に答えてまいりたいと思っております。

まず、先ほどありました創生本部会、仮称ですね、の構成、それから設置時期とスケジュールはどの御質問でございまして、吉富町のまち・ひと・しごと創生本部といいたししょうか、そういったものは、27年度の早々には設置をしたいと考えてございます。一応メンバーといたしましては、町長、教育長を初め、各課の課長等での構成を予定しておるところでございます。

また、国の総合戦略の中では、地方版総合戦略の策定実施に当たっては、住民代表に加えまして、産業界、大学、金融機関、労働団体等の連携が求められておるところでございます。

そこで、本町におきましても、議会代表や町内の企業や商工会の代表を初めとする、町民の方それから外部、金融機関ですね、それと高等教育機関などを含めまして、まち・ひと・しごとに連携する機関、団体、個人、事業者等を構成員とする、吉富町まち・ひと・しごと創生有識者会議というようなものを開催したいと考えておるところでございます。

以上、スケジュール等でした。以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 次に2番目に、若い世代の定住促進、子育て支援の施策はということについて答弁願います。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

私、先ほどの答弁の中で、大きく3つの事業に取り組んでいきたいというふうに言いましたが、その1つが仕事創生事業、2つ目が子育ての希望実現支援事業、3つ目が移住・定住促進事業というようなことで考えてるわけでございます。

今御質問ありました2番の質問なんですけど、このメニューの一つ、子育ての希望実現支援事業、これが子育てに関する不安感、それから孤独感の軽減のため、子育てについて気軽に相談ができて、子育てに関する交流を促す子育て情報のウェブサイトの構築というようなものやしていきたいなというような形で考えているわけでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 3番目、地方移住の推進・地域産業の競争力の強化、創業支援施策。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

3番目ですが、この地方移住の推進・地域産業の競争力の強化、創業支援施策はということなんですけど、今言いました3つの事業の中の仕事創生事業が関連していくものと思ってございます。この仕事創生事業なんですけど、町内への店舗や事業者等の進出、創業の働きかけや助成金の交付、それから観光物産ウェブサイトの構築等を行っていききたいというようなことでの事業メニューを考えているところでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 4番目の町民と行政の協働推進の取り組みについて。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 4番の協働推進の取り組みということでございますが、これにつきましては、具体的なメニューというものは今のところまだ予定はしてはおりませんが、こういった大きな3つの事業をやっていくに当たりましては、住民の皆様とともに協力を得ながら進めていかなければならないと思いますので、そういった面での協働は必要であろうかというふう

に考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 5番目の、これ吉富町だけでやっていくのも大変と思うので、地域の広域連携についての施策は考えておりますか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

地域間の広域連携についての施策についての御質問なんですけど、この総合戦略につきましては、複数の自治体の広域連携により策定することも可能であるとはされておるんですが、現在のところ、近隣の市町の状況を見ますと、おのこの市町で単独で総合戦略を策定するような動きとなっておりますので、本町といたしましても独自の総合戦略をとるというふうを考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 6番目です。各業務別と私書いておりますが、これ各課ですね。

各課から最低1件以上の提案をすべきと思いますが、これについてどう考えておりますか。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今回の総合戦略に当たりましては、役場各課からの意見、考えなりをまとめた形で進めていきたいとは思っています。27年度に実際の総合戦略の策定を行うわけですが、その中では、先ほども言いました各課の課長もその組織の中に入るわけでございますから、そこで意見を集約していきたいと思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 7番目が人口減少問題。ちらっと先ほど全体説明の中で出てきましたけど、これについて。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） この人口ビジョンの作成についてなんですけど、これは、先ほど言いましたように、人口の長期ビジョンをまさにつくらなければならないというふうに策定の中の一つのメニューになってございますので、吉富町につきましても、この分野について、今後作成していきたいと思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 8番目、人・物・金の管理徹底による住みたくなるまちづくりは。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 8番目の御質問なんですが、人・物・金の徹底管理によるということなんですが、この総合戦略の策定につきましては、27年度の総合戦略の策定から、5年間でこういった事業をやるようになってございます。その間に交付金等が入ってくるわけですが、この総合戦略の策定によりまして、事業費を集中的に、そして効果的に注ぎ込むことによって、こういった好循環のサイクルみたいなのをつくり上げていければなというふうに思っているとございませう。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 9番目の町独自の将来像を描く総合戦略の策定への取り組みについて。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 町独自のということですが、たまたま時期的に、先ほど私も言いました、吉富町の第4次総合計画の中期基本計画が来年度からスタートするわけですが、それとあわせるような形で、この総合戦略の策定も行うわけでございます。この2つの計画というのは、この計画の目的や内容がかなりの部分で一致するものであろうかと思っております。そこで、お互いの計画がよりよい成果を生むような形をつくれるようにやっていきたいというところが、一つ特徴になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） この地方創生というのは、今課長がいろいろと説明してくれましたけど、大変な作業になると思います。そこで、町の戦略によって予算が決まるわけだと思います。ここが吉富町の執行部さんの、行政の方々の腕の見せどころじゃないかと私は思っております。他市町村に負けないような戦略とアイデアを持って立案することを期待しております。

そういうことで、最後になりますが、いずれにしても、これは早期に計画立案して、町を挙げて取り組むべきであると思います。そこで、総体的な施策に対しまして、町長、一言何か考えを述べてもらいたいと思います。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほどからいろいろと具体的なスケジュール等のお話がありましたが、今回の国の地方創生に関しますいろんな国の施策といいますか、予算等が先に示されております。私どもの町に対しましても、最終日の日に追加予算の提案をさせていただく予定にしております。

が、今回、かなりのものを平成26年度の国の補正予算で成立がしております。それを我々地方で今から戦略を考えなさいということなんですが、この戦略、地方創生戦略を真剣に取り組んで、我々の町をこういうふうにするんだというものを確立をしなければ、今から先の吉富町の歩んで行く道は大変厳しかろうというふうに思っております。

増田レポートにありますように、消滅の可能性がある町にしろ我々は入っておりませんが、ここの近隣の多くの町がその中に入っております。そういう前提がありますので、それをどうしたら越えられるか、また改善できるか、そして日本の人口を45年後の2060年に1億人程度に持つていくために、地方の果たす役割を今回真剣に考えなければならないというふうに思っております。

今までは、国がつくった施策を我々は実行していくというパターンが多かったんですが、今回は我々地方がつくって、地方が実践をしていく、そのアイデア、あるいは施策に対して国が認めれば、それなりの予算を今後もつけていただくということで、我々、今までもがき苦しんできた地方にとっては絶好の機会だろうというふうに思っておりますので、今、企画財政課を中心に、この事業に前向きに取り組むをしようということで、一致団結して実行する構えでおりますので、議会の皆様方の御理解と御協力をぜひお願いをいたしたいというふうに思っております。

そして、この事業を成功させて、明るい未来のある吉富町をつくりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 若山議員。

○議員（9番 若山 征洋君） 特に、お願いしておきたいことは、町を挙げての英知を結集して、さすが吉富町だというような戦略を出してもらいたい、特にお願いしておきます。町を挙げてです。皆さんの知恵を出し合って、いいものをつくっていただきたいと思っておりますので、期待しておりますから、頑張ってください。

以上です。

.....

○議長（花畑 明君） 山本定生議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。通告に沿って、質問をさせていただきます。午前中の質問というのは私は珍しいので、ちょっと緊張しておりますけど、明確な答弁をよろしくお願いをいたします。

少年と学生の問題行動について、以前から住民が不安にされている吉富駅前の治安と維持について、現状をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

最近、J R 吉富駅には少年たちが数名集まっており、駅を乗りおりする住民等が駅を利用しにくいとの相談が吉富町に寄せられていました。そこで、町として、2月の20日に総合調整会議を開きました。そして、J R 吉富駅前の安全対策について協議をいたしました。出席者は、私、教育長、そして教務課、企画財政課、それから総務課、中学校組合もあります。それから、産業建設課からの課長及び職員が10名、そして豊前警察署の警察官が2名の計12名で会議をいたしました。

会議では、豊前署員の方からの現状報告をもとに、J R 吉富駅の安全対策について協議をいたしました。その結果、行政と関係機関が一体となって、早急に駅前の巡回指導を継続的に実施して、駅利用者の住民等を見守っていくことが必要であるということになりました。

具体的な安全対策といたしましては、吉富町青少年育成町民会議が主体となりまして、関係各課が協力して、吉富駅周辺の巡回指導、いわゆるパトロールを実施していくことになりました。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、お聞きしたように、駅前のほうは昨年からかなり問題視されております。それについて、やはり一部の方だけでやるというのは限界があると思うんですね。そういった意味で、今回、町民育成会議を中心として、皆さんで取り組むということだと思っておりますが、広くこれは町の皆さん全体で見守らなければ、ちょっと追いつかないのではないかなどいうか、今の子供たちというのは大人との接点が欠けているというか、希薄になっております。

そういった意味で、やはり常に町民はあなたたちを見ていますよと、あなたたちに目を配っていますよというところがなければ、この問題はなかなか解決しづらいのではないかなど、根が深いのではないかなど私は思っておりますので、今後、今言われたようなパトロールは今の現状だと思っておりますけど、今後の取り組みについてお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 確かに、山本議員さんの言われることももっともだと思います。今までの取り組みの経過について若干述べますと、大体10回ほど、今までパトロールしております。そのうち4回、子供たちがたむろしておりました。ただ、たむろしているだけで、これといったことをするわけでなく、話をしたりじゃれていると、そういう状態なんです。ただ、やっぱり一般の方にとっては、その点がやはり若干不安を抱くところもあるかと思えます。

ただ、豊前署の警察の方とも、昨日も私は行って話をしたんですが、減っているのは事実でございます。ただ、時間帯が、後の質問がありますが、述べようと思いましたが、4時半から5時半という一応1時間ということで、汽車の乗り降りの時間もありますので、その時間も設定して

やっております。その時間帯におきましては減ったと。それから、夜に関しても随分少なくなつたと、何も聞かないと、そういう情報を昨日も警察官の方からいただいております。

今後につきましては、総合調整会議をこれが一区切りつきましたら開いて、今後の方法について検討はしていきたいと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、私の質問が順番がちょっとおかしかったので、また後でお聞きしますが、駅前の方はまた継続してやってほしいと思いますし、これは駅だけに限ったことじゃなくて、たまたま現象が駅であらわれているだけですので、その辺も調整会議で検討も十分していただいて、いろいろな情報収集もしてほしいと思います。

では、続いて2番にいきます。

先日、豊前市で起きた大変残念で残忍な小学生殺人事件後の生徒への対応について、指導とかケア、そういったものについてお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 2月の2日、月曜日の9時に、臨時校長会を開きました。校長に対して、次の点について指導いたしました。4点あります。

1点目は、登下校、それから放課後等における子供たちの過ごし方についての指導を行う、特に不審者対応については指導の徹底を図るようということでございます。

2点目は、隣接の市で起きたことから、子供たちの心のケアについての配慮を行うということ。

3点目は、登下校、それから放課後等の児童の安全確保に係る通知文、これを保護者へ配付するという事。

4点目は、教育委員会作成の危機管理マニュアル、これの再確認を全職員で行うと、以上の4点について、まず校長会で校長たち、副校長に指導いたしました。

それから、小学校の具体的な取り組みについて4点、述べたいと思います。

まず1点目は、子供たちに対しては、不審者対応に係る指導を行うということ。

2点目は、職員に対しては、朝礼で事件概要を確認し、隣接の市で起きたことから、精神的に不安な児童がいないか、教室での様子及び言動に十分注意するよう指導すること。また、養護教諭については、事件に対する不安感から、保健室に相談に来る子供への対応を指導すること。

登校時の7時30分から8時に、次の場所に職員を配置して児童を見守る。これは、従前から月に2回ですが、小学校では登校の子供たちの様子を把握しております。タナカの理容店前ですか、それから今吉の歩道橋、それから昭和の駐在所、それから直江の交差点、この4カ所で月2回ですが、職員が登校の様子を見守ると、これを特に注意してやるということを徹底しており

ます。

4点目でございますが、先ほども述べましたが、保護者に対しては不審者対応について周知する文書を配付して、児童の安全及び情報提供を依頼すると、そういう4点について小学校では行っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るるお聞きしました。今回の豊前市の事件は、いわゆるふだんによく聞く事件と若干性質が違うんですね。というのが、いつもならば、大体不審者、知らない人に声をかけられてもついていってはいけないという指導を大体行っているんですが、今回はそうではないということで、大変根が深い事件であるなど私は思っております。

これを防ぐのは、学校、教育でできる問題ではないと正直思いますが、こういうことがすぐ隣であったものですから、ちょっと心配になっている保護者の方々もいらっしゃいますので、お聞きさせていただきました。

この辺は、今回の件は特殊な例とは言いながらも、やはり不審者についていかない、知らない人に声をかけられたらついていってはいけないという、こういう指導をまた今後も十分やってほしいと思います。

続いて、3番目の質問に移ります。

学校外での生徒や少年の問題や行動に対して、対応についてお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 学校外の問題行動に対する対応についてでございますが、まず情報の収集につきましてですが、保護者、それから地域住民から情報を得ております。それに対して対応でございますが、4点のスタンスで対応しております。

まず1点目ですが、職員が現場に行って指導するとともに、状況に応じて保護者や吉富町駐在所の警察官と連絡をとりながら対応しております。

それから、2点目ですが、福岡県豊前警察署、生活安全課少年係、スクールサポーターの方が月に二、三回程度、来校して、情報交換を行っております。そういった連携をすることで、対応しております。

それから、3点目でございますが、福岡県教育委員会からの心のレスキュー隊派遣として来校しているスクールソーシャルワーカー、SSWの方が、家庭や行政、児童相談所等の外部機関と連携して対応しております。

それから、4点目ですが、問題行動等が改善されない児童生徒につきましては、ケース会議を開いて、関係機関の方々に集まっていただいて、対応策を検討しております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらが、今るるお聞きました。先ほど、1番の質問と、私が順番的にどうかと言ったのは、これがちょっと関係してくるんですが、例えば同じく先月起きた悲惨な事件で、川崎市の中1殺害事件というのがございました。この場合は異世代間、いわゆる学年が違う子供たちがつるむ、つるむという言い方がいいのかどうかわかりませんが、そういう子供たちがもたになって起きた事件だと聞いております。それと同じようなことが例えば駅でも起こり得るのではないか、駅で起こるといっても、そういう問題も多々あるのではないかと。

例えば、2年ほど前からずっとたむろしている子供たちを見ると、やはりある程度、学年層があるんですね。中学生が小学生と一緒に遊んでいる。その小学生が中学校に入ったら、そのままそちらの不良グループのほうに入ってしまうという事例が何度かあっておりますので、その辺がちょっと私は危惧しておるわけですが、異世代間のつき合い、例えば小学校から中学校になった、中学校を卒業したというこういう子たち、年代層で連絡がとれない、保護者で情報がつかみにくい部分があると思うんですが、この辺に対しての対策とか、何か情報収集の方法とか、何かそういった取り組みなどを考えているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） そういった意味からも、先ほど申しました生活安全課のスクールサポーターの方が、小学校、中学校を回ってきております。その方は非常に情報を持っております。それと、SSW、そういった方もいろんな情報を持っております。ですから、そういった方々と、また地域の情報を得ている、それが現状でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） スクールサポーターとかの警察の方の情報は確かにいろいろ持っております。しかし、地域の情報というのは地域の方が一番持っておりますので、その辺はまた今後も十分情報収集や、そういう対策を練っていただきたいと思ひまして、4番目のほうの質問に移りたいと思ひます。

先ほどから説明がありましたように、吉富青少年健全育成町民会議の対応について、その辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長、答弁を。

○教育長（園田 陽一君） 吉富町青少年育成町民会議は、青少年の健全育成を目指すことを目的につくられた会でありまして、会長は今富町長で、町内のさまざまな関係団体の代表者62名によって構成されております。

2月の24日に、駅前の巡回指導の協力について、各団体の代表者の方々に通知をお願いをい

たしました。そして、事務局で日程や人数等の調整を行いました。その結果、3月の3日から4月の10日までの毎日、土日は除いておりますが、4時半から5時半の1時間程度、基本的には5人が1組になって、駅前の巡回指導を実施するようになり、今現在、実施しているところでございます。

先ほども述べましたが、大体9名から8名が1回で来ていただいております。今のところ、計80名の方がこれに参加して下さっております。そのうちの10回、今までしたわけですが、先ほど述べましたが、4回程度、子供たちがたむろしていると、そういう現実がありました。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 吉富青少年育成町民会議というのは、趣旨が健全な子供の育成をということでつくられたとお聞きしました。この会議は、今回、2月24日に通知をして、3月3日から巡回を始めたとお聞きしましたが、この会議を招集する必要はなかったのでしょうか。会議を行ったのでしょうか。

というのが、ここの会議というのは、本来、62人の方の英知を集めて、皆さんの意見などを集約して、その上ですべきことだったのではないかと思ったんですが、緊急性があるということとどうなったのかもしれませんが、その辺のことについてお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 確かに、会を招集してするのがベターだったと思いますが、緊急性です。それを第一に考えまして、できるだけ早く実施したいと、そういうことから考えまして、町長の決裁をとりまして通知を配付した、そういう次第でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 最初に始めたのは緊急性があったということですが、その以降、今現在まで時間もあるわけですから、招集をする予定はなかったのか、今後もないのか、その辺をお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 先ほども述べましたが、一応一区切りとして1カ月程度ということで、4月の10日を一区切りにしております。その後、また総合調整会議を持って、今までの取り組みのあり方、また今後の対応等について検討していきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 次の質問に移りますが、今言われたように、総合調整会議という

のはあくまでも役場の中の方々だけで話し合いをするということですから、62名の方を育成町民会議というふうに決められた理由は、いろんな方の英知を集めるためだと思うんですね、協力をもらうため。

そのために、やはりいろいろな方の意見をお聞きして、いろいろな知恵をおかりして、広くこの問題について皆さんに知っていただいて、町全体として子供たちに対する対応、我々はちゃんと子供たちを見ているよという、そういうスタンスが必要なのではないかなと私は思いますので、その辺は今後十分検討していただいて、ある特定の方が特定のことをするだけではなくて、広く町民みんなで、私たちの子供です、未来の宝です、やはりみんなでする、みんなで見守る、こういうことをやってほしいと思ひまして、次の質問に移ります。

2番、空き家対策について。

法改正、空き家対策特別措置法成立以降の町の方向性などを、住民の皆さんにわかりやすく説明してください。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

適切な管理が行われていない空き家が全国的にふえまして、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、また空き家の利活用のための対応が求められております。このような中、平成26年11月27日に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布されまして、本年の2月の26日に一部を除き施行されました。

この法律では、適切な管理が行われていない空き家がもたらす問題を解決するためには、行政の責務より前に、まず3条において、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとするとして規定し、第一義的には空き家の所有者等がみずからの責任により対応することが前提とされております。

しかし、経済的な事情等から、みずから十分に管理を行うことができない場合が多いことから、所有者の第一義的な責任を前提としながらも、第4条におきまして、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握することができる市町村が、地域の実情に応じて、地域活性化等の観点から空き家等の有効活用を図る一方、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等については所要の措置を講ずるなど、空き家等に関する対策を実施するよう努めるものとしてされております。

また、第5条において、国は空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を定めるものとされておきまして、第8条においても、都道府県は市町村に対し情報の提供や技術的な助言、市町村相互間の連絡調整、その他必要な援助を行うよう努めなければなら

ないとされております。

このように、法では、国及び都道府県は市町村と連携しまして、空き家に対する対策の実施を支援することになっております。

このような中、福岡県におきまして、福岡県空き家対策連絡協議会、これ仮称なんですけど、これを3月中の設立に向けて、今、準備を進めているところでございます。これによりまして、県と市町村、さらには民間事業者が一体となりまして、空き家の適正管理や利活用の促進などの対策を総合的に推進していくこととされております。

具体的に申しますと、官民ネットワークというものを構築しまして、空き家の適正管理、利活用促進に関する相談窓口体制を整備する、空き家対策のマニュアルを作成しまして各市町村で共有する、また空き家対策の先進事例の紹介や市町村アンケートをもとに施策を検討するなど、必要に応じては専門部会を組織しながら取り組んでいくというふうになっております。

本町も、福岡県空き家対策連絡協議会、これは仮称なんですけど、これに参加をしまして、県、それからほかの市町村、それから民間事業者と一体となりまして、適正に管理されていない空き家への対策とともに、空き家の利活用に今後取り組むなど、総合的な空き家対策を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明を受けましたが、若干難しいので、要は福岡県としては、県が主体となって、各市町村、自治体が集まって、県のある程度のみんなで考えた方針に沿って行うということによかったのかと思うんですが、この中で空き家の利用とか、いろいろ説明がありましたんですが、例えば吉富町としてか、もしくは吉富町ではなく福岡県空き家対策連絡協議会が考える方針としてもいいんですが、例えば空き家バンクとか、よくほかの自治体でやられておりますが、そういったものを今後行われる予定はあるのかと、あと、前回、空き家の調査が平成二十二、三年だったと思うんですが、それからもう5年ほど経過しておりますので、新たにアンケートや空き家の調査などを行う予定や計画などはありませんでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 空き家の利活用の方面の質問だと思います。

まず、前回、空き家調査をやっておるわけですが、正確に言いますと、平成21年の11月から22年の2月にかけて、空き家調査をやっております。それ以降は調査をやっていないということなんですけど、今後、調査をどうしますかという質問があったかと思いますが、実は先ほど私が言いました地方創生の地方版の総合戦略を27年度に策定するようになるわけですが、

それと並行した形で3つの事業がありますというふうに言いましたが、その1つに移住・定住促進事業というメニューがございまして、これは何かといいますと、移住・定住に関しましての特設ウェブサイトを構築するというを目的にしております。

それによりまして、住む場所としての吉富町の魅力をPRして、吉富町の知名度を高めるというようなことを思っているわけですが、まずウェブサイトを構築するに当たって、当然、空き家の状態のデータが必要になりますので、27年度のこのメニューの中で、空き家調査をやりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 空き家調査をもう一度やっていただいて、その上でこちらの吉富町で活用していただけるというふうにお聞きしましたので、若干安心はしておるんですが、空き家というのはやはりなかなか根が深いものがあるって、崩して更地にすれば固定資産税が上がってしまうとか、崩したくてもお金がない、空き家バンクとして活用するにも、本当に住めるような家であれば貸せるんですが、なかなかやはり住む方が住めないようになったものになってしまうケースがある、いろいろお聞きしております。

この辺は、自治体としてどこまで踏み込めるのかということもあると思うんですね。今まで、自分のお金で崩してきた方と、今度は例えば補助を出すというふうになると、その辺の公平性はどうなるんだろうとか、いろいろありますので、吉富町として、今後、こういうふうなことについて、今、次の先ほどの地方創生でやられるとはお聞きしましたが、町長として空き家について何らかの考えとか、お気持ちとか、何かありましたら一言どうぞ。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 空き家問題に関しましては、日本全国津々浦々、今、行政としても大変頭を悩ませている課題だろうと思います。先ほどの子供たちの問題にしても、どこでもありそうなものなんですけど、解決をしようということになりますと、なかなか難しい問題がたくさんあります。

空き家につきましては、個人の所有権がありますし、その方の財産でもあります。それを行政で一方的にどうこうというわけにはいきません。一番いい方法は、活用していただければということで、空き家バンク等の設立、あるいはそこまでいかななくても、町のほうで紹介をするというようなことがありますけど、持ち主の方からした場合に、ある程度の御本人さんのやっぱり費用出費が伴いますので、所有者の方の考え次第だろうなというふうに思います。

先ほど子供たちの問題もお聞きする中で、やはり本来一番は保護者が対応するべきだろうなというふうに思いますが、保護者でできないところは我々行政、あるいは地域の皆様のお力をとい

うことになろうかと思えます。

空き家についても、本来は所有者の方が解決をしていただきたいと思えますし、どうしてもできない、あるいは近隣に危害が加わりそうな場合には、緊急避難的な措置で行政がというようなことになろうかというふうに思えます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、町長のお考えというか、お聞きしましたが、とりあえず考えというよりも、今、担当課長が言われたことを言われたとおりで終わりましたが、今、子供の話と空き家を同一の話でされておりましたが、子供たちのことについては、4年前から議会では何度もこういうふうになるのではないですかと危惧してきております。それまでの間に何か対策をとったかという、これといったことはやってきていない。

空き家についても、先ほど聞いたように、平成22年度の調査以降、本日までとりあえず何も特にはしていない。結局、この4年間、5年間で後手後手後手に回った結果ではないのかなと、私は若干危惧しております。

今回の駅前のパトロールについても、ある特定の方が決めて、いきなり始めた、そういうことではなくて、もう少し全体的に見て、皆さんの意見を集約して、そういう独裁的な町ではなく、本当に広くみんなが輝いて明るい町にしていきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 是石です。今回は2つ、大きく書いております。

子育て世代のサポートの充実について。

女性の社会進出の環境整備の一つとして、子育て世代のサポート充実を考えてみたい。放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育という取り組みが始まる以前は、吉富町では働くお母さんたちは低学年の子供たちの放課後はどうしていたのでしょうか。そう考えたときに、そのときの学校現場はどのようにしていたのだらうと考えるわけです。

ここに設問の中に、放課後児童健全育成はなぜ必要だったのかと、そういうことで、以前はどうしていたのかということをもまず思いをめぐらしていきたいと思ひます。そこで、今のような感じになったわけですが、教育長に、現役真ただ中で、子供たちを育ててきた経験もおありだろうし、保護者の方々との意見交換もして、きずなを培ってきた中であらうと思ひますので、その時分はどうしていたんでしょうか、ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（花畑 明君） 質問の通告とは少し違ひますので、質問を改めてされてください。通告

に沿ってやってください。

○議員（8番 是石 利彦君） だから、放課後児童健全育成事業はなぜ必要だったのか、どうい
うお答えを出しますか、どうぞ。

○議長（花畑 明君） 今のことについて、答弁をされるんですか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 通告に沿って、お答えさせていただきます。

なぜ、必要だったのかということですが、働く女性の増加、核家族がふえている中、
共働き家庭やひとり親家庭など、小学生の子供たちは下校後や春・夏・冬休みなど、学校休日日
に保護者が仕事をしているために、子供たちだけで過ごすこととなります。このような家庭の子
供たちの放課後の生活を守る事業が放課後児童育成事業でございます。

働くことと子育てを両立したいという保護者の声から、平成11年4月に、吉富町では吉富児
童クラブ運営委員会が発足いたしまして、それと同時に町のほうも学童保育を設置し、同委員会
にこの業務を委託したわけでございます。その後、平成24年度から積み木の会に委託し、今日
に至っております。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ですから、そうなる以前はどうしていたのかという説明というか、
意見交換はできないものでしょうか。そこまで断りますか。

○議長（花畑 明君） 是石議員、いつものことなんですけれども、通告に従って、それに対す
る答弁を用意されていますので、余り大きく外れると議会運営が難しくなりますので、お控えく
ださい。

○議員（8番 是石 利彦君） なかなか、簡単なことですよ。

○議長（花畑 明君） あなたにとっては簡単かもしれませんが、議会のルール上があり
ますから、それに従っていきましょう。

○議員（8番 是石 利彦君） それでは、どうしたらいいですかね。

○議長（花畑 明君） どうしたらいいじゃないんです。ルールに従って、通告どおりにやられ
たらどうでしょうか。

○議員（8番 是石 利彦君） ですから、そこを深めようとするわけです。

○議長（花畑 明君） 深めようであれば、通告にもう少し詳しく書かれて、されたらどうでし
ょうか。お願いいたします。

○議員（8番 是石 利彦君） では、課長、お尋ねします。

今、課長の立場から、保育の関係から言われたと思うんですが、それが必要だったお母さん、
父兄の方々は、それまでは先輩方はどうしていたと思いますか。必要だったからでしょう。言わ

れたことしか考えていないようじゃ、だめじゃないですか。

○議長（花畑 明君） 町長、どうぞ。

○町長（今富壽一郎君） 今、大ベテランの是石議員さんの御質問で、以前は放課後児童保育がない時代は子育てはどうされていたのかということですが、是石議員さんもお子さんがおありですので、どのように育てられたかということはおわかりかと思えます。

私も共働きをしながら、2人の子供を育てました。以前は、親類縁者をお願いをしたり、近所の方をお願いをしたり、あるいは知りべにお願いをしたりということがあったんだろうと思います。その辺はちょっと個別なことですから、全然一概には言えませんが、そういう時代で子育てをしながら働くというのがなかなか難しいということで、保育園ができ、幼稚園は教育ですから、保育園が全国にできたんだと思います。

そして、小学生になりますと、保育園では預かってくれませんので、小学校の1年生、2年生等は、授業が早く終わったら、その後は自分たちだけで過ごしたり、昭和の40年ぐらいですか、30年ぐらいですか、かぎっ子という言葉がありました。議員さんもよくおわかりだと思います。

そういうことであって、なかなか子供さんにとってはいい環境、望ましい環境とは言えないということで、今の学童保育の必要性が高まってきたんだろうと思います。そして、我々の町も学童保育を実施をしたいということで、先駆けてやってきたんだというふうに思います。それでいいですか。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ありがとうございます。助け船を出していただきました。

当時は、かぎっ子とか今言われましたが、近所の大人の目があまして、ちょっといたずらをするのはばかったわけですね、子供たちも。家庭の教育もあったおかげかもしれませんが、今現在では、家庭での教育がまず第一だろうと思いますが、それだけではなかなかたらないところが、以前は近所の大人たちの目で育ててくれた、私も思います。

近所のおじさんたちが声をかける、それやら近所の先輩方がつるんで、お宮とか河原で遊んでも、上下関係がきちっとしていますので、ふざけたことをやると叱られる、危ないことをすると、こっち来いというようなことがあったりして、そういう子供たちを育てる目があったかと思うんですよね。

そういうことを言ってほしかったわけですが、だからここで学校はどのようにしていたかなと、先生たちはそれでよかったのかなと、どういうふうに、そういうことは議論にもなっていなかったんでしょうかね。必要がなかったのかもしれませんが、そのころの子供たちは子供同士でもちゃんとしていたし、近所の大人たち、おじちゃんたちが、じいさん、ばあさんが目を光らせてい

たから、そういうことも必要なかったのかもしれませんが。

これは、先ほど担当課長が言われたように、吉富町でもお母さんたち、女性が社会進出したいと、いろんな事情で自分でも仕事を持ちたいということならば、核家族が進みますと、そういうことができない。それでも、吉富町は小さな町ですので、あれほどここの子だなという顔見知りの人はおるやもしれんですが、そういうような最初のころの昭和の、懐かしい昭和のころの近所のおじさんたちが子供を育てる、見守る、そういうようなことを実現できたらいいなと、私たち自身は思っているわけです。

それで、こういう質問になったんですが、特に揚げ足を取ろうとかいうような話じゃないんですよ。だから、この場は議論の場ですから、素直に、そんな難しい顔をせんでいいよ、私は目が悪いのでよくわからんけど、眉毛をそろえんでもいいと思うんですよ。そういうしゃくし定規なことを言わんでもいいんじゃないですか、そういう議論をしたいと思っています。

次にいきましょうか。放課後健全事業が委託事業から直営に変わるが、変わるにより事業の内容に違いが出てくるのか、どうぞ。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 質問についてお答えいたします。

児童福祉法第6条の3第2項並びに吉富町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例に基づき実施いたすものでございまして、特段、事業の変更等はございません。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 利用者の保護者の方々、それと子供たちがよりいい形で維持する、それが大事、最重要事項だろうと思うんですね。児童クラブと、最初の名前だったと言われましたが、11年から始まりまして、約10年以上していただきました。それが24年から積み木の会さんという、名前をちょっと変更、つけたんでしょかね、そういうことでやっていただきました。その間、議員の中にも子供さんを預けていただいて、大変ありがたく、今でも感謝しているという話も私もよく聞きます。

その方々が、今までできたものが何でできなくなったのか、直営になったのか、その辺のところをお聞かせ願いたいんですが、せざるを得なかった理由、何かあるんじゃないでしょうか。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長、答弁を。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。積み木の会の代表者から26年度限りでこの事業から撤退させてもらおうということ、強い要望がございましたので、町として直営ということ選択したしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） いいです。事実はその通りです。私は聞きました。子どもたちは変わったと。前はそういう社会貢献もやりたい、必要だということでやっていただいて8人ぐらいの関係の方々が登録して子どもたちを見守って教えて、お菓子も出してということをお献身的にやっていただいてました。そういう最初のころと少しずつ変わってきたとお聞きしたわけです。誰が悪い言いよるわけじゃないんです。子どもたちが変わってきたと。

御指導していただく先生方でいいと思いますが、おばちゃんたちも大変になったと。難しいということのようです。それはさっきに私戻るので。昔はこんなことがあったのかなかったのかと、それが言いたかったのです。昔に帰れというわけじゃないのですが、何か地域の子どもたちを、じいちゃん、ばあちゃんが知らない近所のおいちゃん、おばちゃんが温かい目、厳しい目で見ると。それを見て子どもたちも年寄りに言われても、じいちゃん、ばあちゃんのような人から言われるから「わかりました」という素直に、そういう関係を構築できないかなと思っているわけです。

ただたんに、一般通告、質問通告で出しているわけじゃないのです。私はより深い議論をしたいと思ってやっています。もちろん議長が言われるように通告にないものを、全然違うことを言われたら答えに困るでしょということとはよくわかります。それは女性の社会進出をサポートする、子どもたちの非行動、そういう行動を何とかできないかと。いじめじゃないけれど、どっかにたむろして、ひんしゅくを買うようなそんなことではないような吉富町をつくりたいなど。できんかなというつもりで質問をしておりますので、ぜひとも議長、ちょっと私は脱線するかもしれませんが、今の要望に少しぎゅっと引っ張っていただきたいと思います。

そういう意味でほかにもちょっと質問があります。先ほど言われましたが、私自身の反省も込めてあえて考えて見ると、保護者にも何かと最初のボタンのかけ違いと言うか、子育てに対してそういうことがあるんじゃないかなと。早目に気づいたならば、ボタンはかけ直したらばきちっとボタンがとめられていくわけです。そういうことができないかと。家庭でできないのならば、学校なり、そういう係が適切な年齢、月例、適切な場所、時間にそういうことができればならんのかなと。できないかなと思っておりました。それで先ほど同僚議員の質問の中にスクールサポーターという方が月に何回か来て、専門家が来てやっていただいているとか。

スクールソーシャルワーカー、そういう方々が対応してくれると言っておりました。それから、ほかにも専門家がたくさんおるんだらうと思うのですね。そういう方々と今、言った青少年健全育成町民会議ですか、そういうところでもそういうお話を広げて、この難しい課題を何とか解決できないかなと思っております。私の意見を勝手に言わせていただきましたが、ここに吉富中学校の卒業で、卒業おめでとうとPTAの新聞が出ております。ここで校長が神崎校長がちょっと

文書で寄せております。ダメよダメダメで笑いが渦まいたと。私は笑えませんと。間違っていることにだめだと。強く言い切ることでできない現代の風潮から生まれた表現に思えるのです。

一昨年はならぬものはならぬが物議を醸しましたが、私は大切な表現だと思います。決して問答無用だと、通告にずれとるから戻してくださいというのはいいのですが、ちょっと私も足らんところありますが、問答無用だということではありません。悪いこと、間違ったことをしたときには、人のせいにしたり言いわけして自分を正当化したりするな、そういう意味です。そういうふうに書いてあるのです。

こういうちょっとうるさいおいちゃん、うるさいじいちゃん、ばあちゃんが近所におるというようなことを醸成するような教育委員会はやるべきじゃないかと。町長はそういうことができると思う。

ちょっとこの件について、ちょっと御意見がもしあればお願いします。

○議長（花畑 明君） 是石議員の質問に対しまして、3番目の質問となれば拡大解釈としてとらえることができるのではないかと思います。大変熱い質問で先ほどから当時の情景がおじちゃん、おばちゃんにということですが、当時の情景がはっきり私も思い出され、大切なことは何なのかというふうに気づかれたような思いもありますが、やはり、この一般質問というのはルールがございしますので、手法や手続きを考慮されれば、もっともっと深い議論ができるんじゃないかと感じました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）今の質問に対しましては、3番。それでいいじゃないでしょうか。教育長そういうことでいいですか。教育長答弁をお願いします。

○教育長（園田 陽一君） 子どもたちの放課後の過ごし方、メニューの現状の今後についてということでお答えさせていただきたいと思います。

子どもたちの放課後の過ごし方、これの充実を図るために委員会としては次のようなことを実施しております。

まず1点目は議員さんも御存じだと思いますが学習の支援ということで、ことしから始めました寺子屋よしとみということで、学力向上の推進事業ということでこれを1点やっております。それから次のような事業の支援をしております。一つは体育協会主催のものでございますが吉富ジュニアスポーツアカデミーという事業がございます。子どもや幼児を対象にしたスポーツ関係等を行っております。それから少年スポーツ活動、こういうものが体育協会主催で行われております。

それからもう一つは吉富キッズクラブ育成連絡協議会主催の事業でございます。年間を通してスポーツ、文化活動等の体験教室を行っております。また子ども会等の連絡協議会も行っております。そういうものに対して委員会として支援をしている。以上が子どもが放課後、家庭、地域で過ごすためのよりよい過ごし方、充実した過ごし方を目指しての取り組みでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 長い教員生活を振り返るようなお話を、どっかいつか聞かせていただきたいと思います。

次に行きます。

自主防災組織機能の充実についてと、何回か私もいろんなところでお聞きしたかと思いますが、地域防災力の充実に向けた取り組みの中心は消防団機能の充実と。これは消防団の器具というのかですか。消防車の充実も今度やっております。

それと自助、共助、公助の実践です。災害対策基本法第5条は隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織を規定して市町村はその充実にも努めなければならないと定められております。

地域自主防災組織の活動の具体的範囲や内容を画一化することはなかなか難しいのですが、地域の実情に応じた組織の結成を進めることが必要。実情に応じた組織です。それが地域自主防災組織、そういうお名前なのですね。地域で問題点を洗いながらそれに対応する。そういうことだろうと思います。

災害に遭った場合、普段から自治会の生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う、共助、ともに助けあう。共助が被害の軽減に最も重要な行動といえ、皆さん御存じと思いますが、一方、災害対策本部。町は災害対策本部をつくるわけですが、被害状況を確実、迅速、そして安全に情報を収集することが必須であります。そのことから次の対応ができるわけあります。そこでお尋ねします。新年度予算審議の議会でもありますし、今議会27年度予算案にも地域自主防災組織の設備充実のため、無線機の貸与の考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えをいたします。

自主防災組織の機能の充実について、自主防災組織への無線機貸与の考えはないのかという御質問でございます。

現在の本町における災害時の情報伝達手段としましては、防災行政無線がございます。この無線は御承知のとおり各地区の屋外スピーカーや各世帯に設置しています個別受信機に向けて防災や行政に関する情報を発信することができます。緊急時には国の全国瞬時警報システム、いわゆるJ—ALERTというのですけれども、この防災無線と連動し、作動しまして緊急地震速報などといった情報が流れるようになっております。

御質問のとおり無線機もあることには越したことはないのですけれども、費用もかかります。初期の導入費用と通信費の月額基本料など、ランニングコストも合わせますとかなりの金額になると見込まれます。何にせよ、限りある財源で行政運営をしておりますので、あれやらこれやと

かって手を出すわけには行きません。災害時の行政情報の伝達手段としましては、平常時の行政情報の伝達も兼ねました防災行政無線を主として考えているところでございます。それで昨年の12月の議会で防災行政無線以外にも自主防災組織の方に対する連絡方法につきましては、幾つかありまして会長の携帯電話。あるいは家庭の電話番号なども把握しておりまして、必要に応じて連絡ができるような体制が整っております。

さらに現在、ほとんどの方が携帯電話をお持ちなので防災情報を緊急速報メールなどで一斉送信するシステムもございます。このシステムにつきましては、平成25年、26年の防災避難訓練の際に情報伝達試験を実施したところでありまして、疎通確認を実際に行っております。

今後なのですけれども、IT技術のさらなる進歩によりまして、また新たな手段の検討も必要になってくると思いますので、その際は費用対効果などを十分検証しまして、新しいシステムへの移行も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） やっぱり同じような答えです。ですから私が言いたいのは、防災本部は情報を収集せねばならないわけですよ。御町内の被災状況を把握せねばならないわけですよ。情報を収集せねばならないわけですよ。

仮に、まずは職員がまずここに来れるかどうかともわからないわけでしょ。だからこそ、地域自主防災組織を組織したわけですよ。まずは自分が普段助かるということがまず第一です。助かったあと隣のおばちゃんどうかなあと。区長さんに連絡せなならんわけですね。私たちの自治会、和井田9組というのですが9組の人々の安否をまず組長さんは確かめに行くわけです。確かめたあと無事だったよと、区長さんにお知らせするわけです。情報を伝達するわけです。

地域ですから、伝達はある程度可能だろうと思うのです。例えば、消防防災本部ですか、本部は役場にありますが、例えば土屋で言えば土屋の佐井川の向こう側にも土屋の区の住民の方々おるわけです。界木も佐井川の西側にも住民がおるわけです。直江もそうです。その方々の安否、状況はどうするのかと、それを無事でしたよと。まず区長さんに集まったやつを、区長さんはそれを集めて、今度は役場に本部に知らせるわけです。誰々がまだわからんよ。わからんなら誰々行ってくれと、そこは自主防災の中でやるわけです。ですが、今、課長言われたのは天気予報とか台風の進路とか、雨の状況とか川の水量とかダムの状況とかそういうことを滞りなくお知らせしますよということでしょ。

いろんな方法でやりますよということですよ。そしたら、本部長をどなたか知りませんが本部付きの事務局長は誰々を現場にやるわけですよ。

産業課の方々がまず散らばって見るわけですよ。わざわざ帰って来なんならんわけです。そこ

に携帯ということじゃなくて、そこに無線機があれば安全に確実に早く情報が集まるわけです。そういうことにできないかと、携帯はこの前の東日本大震災のとき携帯使えなかったでしょう。だから消防団もそうです。職員の方もそうです。自分らがまず被災者ですよ。情報を集めんとだめなんです。それがなかなか難しいんじゃないでしょうか。だから安全な情報の収集、伝達の方法を考えましょうと。だから、私今回の質問の中に子どもたちの明るい吉富町、子どもたちの健全な育成、お母さん方、女性方の後押しをする。明るい吉富町をつくるということと、防災にも明るい、強い、その2つを掲げて質問したわけです。

だから、創生、アベノミクスか何か知りませんが、創生総合計画をつくらと言いましたが、今先ほど町長言われました。今までは上位のところからの計画をして、それに乗ってやるのだと。悔しい思いをされたとか、たしかそんな表現をされたかと思いますが、吉富町独自の政策、施策、それが可能なんじゃないですか。そういうことを頭に巡らせて汗をかいて、計画をつくっていただきたいと思います。先ほどいろんなところで調整会議でやりました。調整会議でやったあと、それを住民の方々に知らしめて住民の方々と一緒になって問題点を共有しながら知恵を出し合っていたいただきたい。

そういうことを同僚議員は言ったのです。私もそのように思います。だから勘違いしちよらせんですか。勝手に意見を言って終わりますが、何か私の言ったようなことで何かあればお聞きしますが、どうぞ。反論権を差し上げましょう。

○議長（花畑 明君） そういうことでよろしいでしょうか。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） じゃあ、ないちゅうことですね。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） きょう傍聴の方がおられますので、傍聴の方から見たら議会って変なところ、議場の中って変なところだなんて思われそうな気がします。私がこんなことを言う立場ではないのですが、是石議員さんが何でも申せと。

○議長（花畑 明君） ちょっと待ってください。町長お待ちください。議会の中が変なところっていうのはちょっと表現がおかしいんじゃないでしょうか。

○町長（今富壽一郎君） 傍聴の方からみたら、質問と討論と傍聴の方が勘違いされるんじゃないかと思うのですね。我々は議員さんから質問されたことに対してのみしか答えられないのです。一般質問で通告制にされているのは、より深い答えをお答えするために通告に対して準備をするわけです。ですから通告外のことを聞かれると準備がないわけです。是石議員さん重々わかっていると思います。わかっている聞かれていると思いますが、それと一方的に是石議員さんから、こうですね、ああですねって決めつけた言い方をされても我々は反論できないのです。質問じゃないからですね。

だから是石議員さんが我々と議論を深めたいという気持ちはわかります。だったら討論の場をつくっていただければ我々もいろいろと御質問をしたり、御意見を言わせていただいたりできるのですが、今の議会の会議規則の中では我々は何も聞かれない限りは発言できないのです。きょう是石議員さんが今お尋ねをいただいたので、何でも言えという御質問でしたので、今言わせていただいているのですが、ぜひ、討論の場を我々につくっていただければありがたい。国会でも党首討論ってありますね。ああいう場をつくっていただければお互いに対等な立場で議論ができるのではなかろうかなというふうに思います。

そうでないと、先ほどみたいに是石議員さんが決めつけた発言をしても、我々はどうだこうだって意見を述べられない。大変困った場合が多々ありましたので、ぜひ、今後、お願いできるならばそういうふうにしていただきたい。いうふうには石議員さんのほうから議会の皆さんに諮っていただければ我々は助かります。

以上です。

○議長（花畑 明君） ちょっとお待ちください。ただいま町長がおっしゃったとおりであります。私も中立性の立場からしましても、今、町長がおっしゃったことを、やっぱり忠実に守っていただかなければ、私もここで議長としての立場がどうあるべきかということになってきますので、是石議員におかれましては、再三、再四にわたってこのことはお伝えをしております。

あなたの質問は非常に素晴らしい内容の質問なのです。熱い思いの質問なのです。だから、先ほどから言ったように手法、手続きに準じて行っていただければ、それは素晴らしいことだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしまして質問を続けていただきたいと思います。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 終わりましたのですが、今の議長の温かい発言ありがとうございます。

○議長（花畑 明君） であれば、通告外ではなくて。

○議員（8番 是石 利彦君） 通告外のことを、でも私が言うのは通告、細かく書かないとそれ以外は喋られませんよというのでは、なかなか深まらないのやないかなと思いました。

○議長（花畑 明君） わかりました。であれば関連事項としてね、関連であればいいんですよ。

○議員（8番 是石 利彦君） 先ほどの小学校の先生としての大ベテランの教育長に以前の学校、子ども、親、近所のおじちゃん、おばちゃんたちの関係はどうだったのでしょうかねと、ちょっと披瀝していただいたらいいじゃないかなと思っただけの話なのです。それでちょっとズレ込んでしまいましたが、大変失礼しました。

○議長（花畑 明君） はい。よくわかりました。

○議員（8番 是石 利彦君） ありがとうございます。

○議長（花畑 明君） では、これにて一般質問を終わります。

○議長（花畑 明君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時57分散会
